

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		就労自立給付金の支給の申請に対する処分
根拠法令及び条項		生活保護法第55条の4第1項
所管部課係名		総合福祉部生活支援課生活保護係
審査基準	関係条項	生活保護法第55条の4第1項 新座市福祉事務所長事務委任規則第4条第11項
	基準 (未設定の場合はその理由)	福祉事務所長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者であって、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省で定める事由により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。
	参考事項	
	設定等年月日	令和元年8月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日間
	設定等年月日	令和元年8月1日設定(令和元年 月 日最終変更)